

城島総合支所 1階シュレッダー機器賃貸借仕様書

1. 機器の仕様及び台数

機器 シュレッダー フロアタイプ 1台

2. 仕様

| | |
|-------|---|
| 参考機種 | 株式会社 明光商会製 UD-F55S-L (新品であること。同等品可。但し、事前に同等品であることの確認を行うこと。同等品の定義については次ページに記載。) |
| 投入幅 | 310mm以上 |
| 細断寸法 | 6mm×14mm以下 |
| 細断方式 | スパイラルカットタイプ |
| 細断枚数 | 最大細断枚数55枚以上 |
| 細断速度 | 約2.0～6.3m/分(自動変速) |
| 質量 | 約94kg |
| くず箱容量 | 約79ℓ以上 |
| 本体寸法 | W500×D500×H850mm以下 |
| 定格時間 | 連続 |
| 電源 | AC100V |
| 細断可能物 | 紙・ホッチキス・クリップ |
| その他 | 下記の安全機能等を備えたもの ● 過投入による紙詰りを抑止する為、段階的にランプ等の点灯によりお知らせする機能 ● 能力以上の細断対象物を投入すると、自動的にカッターが逆回転して運転を停止する機能 ● くず箱が満杯になると自動的に運転を停止する機能 ● 一定時間、連続運転すると自動的に運転を停止する機能 ● 扉を開けると自動的に運転を停止する機能 ● モーターを保護する為、過電流が続くと自動的に電源をオフにする機能 ● 細断終了後、一定時間経過すると自動的に待機電力をカットする機能 ● 投入枚数に応じて、細断速度を自動的に変換する機能 ● ローリングレベラー等により細断くずを自動的にならず機能 ● 転倒防止用の振動吸収方式によるキャスターストッパー付きであること ● グリーン購入法適合製品であること ● 1年間のメーカー保証付きであること ● 福岡県内にメーカー拠点があり故障等の対応が当日もしくは翌日に対応できること |

3. 設置場所

久留米市城島松檜津743番地2 城島総合支所 1階

4. 賃貸借期間及び契約方法

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで。また、翌年度以降、この契約に関する予算について、当市の歳入歳出予算の金額が減額又は削除があった場合、当市はこの契約を解除することができるものとする。

今回の契約は賃貸借契約(リース契約)を行うもので、売主指定のリース会社を介して契約を締結する場合は、当市、リース会社及び売主との3者契約形態をとることが出来るものとする。

5. 機器の搬入等について

新規導入機器の搬入費用、リース満了機器の搬出費用は、落札業者が負担するものとする。

6. 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

7. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。
- (2) 業務の実施に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

同等品による応札の場合は、事前に城島総合支所地域振興課へ同等品の確認申請をしてください。

なお、参考機種で応札される場合は、確認申請の必要はありません。

同等品の定義

同等品とは、材質、仕様、色、大きさ等が参考機種と機能的・品質的に同等以上であり、かつ参考機種と同等の安全性、耐久性が保証されるメーカーの既製品を基本とし、価格は参考機種と同程度であるものとします。